（恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省令の一部改正）

第四条　恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省令（昭和四十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第一号書式 特例傷病恩給請求書 特例傷病恩給を｛給与／改定｝されたく、証拠書類を添えて請求します。 総務大臣　殿 年　月　日 （フリガナ） 請求者氏名 個人番号（マイナンバー） 退職年月日　年　月　日 退職当時の階級 現住所　郵便番号　－ 都道府県 （電話番号　－　－　）	第一号書式 特例傷病恩給請求書 特例傷病恩給を｛給与／改定｝されたく、証拠書類を添えて請求します。 総務大臣　殿 年　月　日 （フリガナ） 請求者氏名 退職年月日　年　月　日 退職当時の階級 現住所　郵便番号　－ 都道府県 （電話番号　－　－　）